**共 同 出 願 契 約 書（案）**

 国立大学法人東京科学大学（以下「甲」という。）と、　　　　（以下「乙」という。）とは、次のとおり共同出願契約を締結する。

（特許権等の共有及び持分）

第１条 甲及び乙は、次に掲げる発明（以下「本発明」という。）に係る特許を受ける権利及びこれに基づき取得する特許権（以下「本特許権等」という。）を、共有するものとする。

　　　　出願番号 　： 出願後に記入

　　　　発明の名称 : 出願後に記入

　　　　出願人　　 ：

 整理番号　 ：

　　２　本特許権等の持分は、甲　　％、乙　　％とする｡

（共同出願等）

第２条 甲及び乙は、本発明を共同出願する。

 　２ 出願の手続き及び管理事務は、乙が行う。

 　３　出願に要する費用は、乙が負担する。

（特許権等の維持）

第３条 甲及び乙は、本特許権等の維持に努めるものとする。

 　２ 本特許権等の維持・保全に要する費用は、乙が負担するものとする。

（秘密保持）

第４条 甲及び乙は、特許出願公開又は本人の責に帰さない理由により公知となった場合を除き、本特許権等に関する秘密を保持するものとし、これを他の共有者の同意なく第三者（本特許権等の実施者を除く。）に漏らさないものとする。

２ 乙は、甲が出願管理事務を委託する株式会社知財管理機構（所在地：東京都新宿

区新宿４丁目３番１７号）に対する本特許権等に関する秘密の契約締結前開示を承認するものとし、甲は本契約において自己が負うのと同等の義務を株式会社知財管理機構に負わせるものとする。

（特許権等の自己の持分の放棄）

第５条 甲又は乙が、本特許権等の自己の持分を放棄しようとする場合は、あらかじめ他の共有者に対し、その旨を通知するものとする。

 　２ 乙が、第２条第３項、第３条第２項に規定する費用を負担しない場合、その者は本特許権等の自己の持分を放棄したとみなすものとし、甲が希望するとき、乙は甲に無償で譲渡するものとする。なお、譲渡に要する費用は甲が負担するものとする。

（実施）

1. 乙は本発明を甲の書面による同意を得ることなく実施できるものとする。

　２　乙が実施するときは、甲は自ら実施できないため、乙は甲に対して実施料を支払うものとする。

（第三者に対する実施許諾）

第７条 本特許権等の第三者への実施許諾は、甲及び乙が行うことができるものとし、相手方の書面による同意を得るものとする。

 　２ 実施にともなう実施料については、甲又は乙が実施者から徴収し、甲及び乙の持分に応じて配分するものとする。

（国内優先権主張出願等）

第８条　甲及び乙は、本発明に関する特許の出願に基づきなされる特許法４１条に規定する優先権を主張した出願及び特許法４４条に規定する分割出願を行おうとする時は、本契約の規定を準用するものとする。

（第三者との紛争等）

第９条　　本特許権等についての登録及びそれに基づく本特許権等の維持に関連して、第三者から無効審判若しくは判定を請求された場合、第三者から訴訟を提起された場合、又は第三者との間に紛争を生じた場合には、乙がこれに対処し、乙からの要請に基づき、甲はこれに協力するものとする。

２　前項に関わらず、本特許権等の侵害に係る第三者との紛争については、訴訟、仲裁その他法的手段又は和解その他による紛争解決（以下、「法的紛争解決」という）を行うことを希望する当事者が、自ら費用を負担し法的紛争解決を行うものとし、法的紛争解決により第三者から得られる損害賠償等の対価は法的紛争解決の費用を負担した者が得るものとする。

３　本発明の実施による第三者の知的財産権の侵害に係る第三者との紛争については、紛争の当事者自ら費用を負担し法的紛争解決を行うものとする。

（外国出願）

第１０条 本発明の外国出願の可否は、甲及び乙が出願国等を事前協議のうえ決定する。この場合において、当該外国出願の諸条件については、原則として本契約書の定めるところによるものとする。但し、本契約書に定めのない事項及び疑義等が生じた場合には、別途協議の上、定めるものとする。

（協議）

第１１条 本契約の解釈又は運用に関して生じた疑義の解決及び本契約に定めのない事項の処理については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（契約期間）

第１２条 本契約は、○年○月○日に始まり、本特許権等が消滅する日に終了する。

（裁判管轄）

第１３条 本契約に関する訴えの管轄は、甲の所在地を管轄区域とする東京地方裁判所とする。

 甲及び乙は、本契約書を２通作成し、それぞれ記名押印の上その１通を保管する。ただし、本書において、電子契約により締結した場合、電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

 　　年　月　日

 　 東京都目黒区大岡山二丁目１２番１号

 甲　 　　 国立大学法人東京科学大学

 学長　　　　　　 印

 乙

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印